

指定管理者制度導入施設の将来ビジョン

施設名	大分県聴覚障害者センター
所在地	大分市大津町1-9-5
県の所管部局(課・室)	福祉保健部 障害者社会参加推進室
設置年月日	平成8年10月1日(設置から27年6か月)※令和6年4月1日
設置目的	相談事業や手話通訳者・要約筆記者の養成、手話の普及啓発その他聴覚障がい者の福祉の増進に関する業務を行う。
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日

【検討結果】

施設の今後のあり方

	存続 (利活用)	存続 (整理統合)	廃止
理由	大分県聴覚障害者センターは、聴覚障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送れるよう、相談事業や手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣事業等を通して、社会参加を促進する施設である。 また令和3年3月に策定された大分県手話言語条例に基づき、手話の普及等のニーズが高まる中、その拠点施設としての役割が期待されている。		
管理 方法の 検討	聴覚障がい者の社会参加を促進する施設として、聴覚障がい者をはじめ、聴覚障がい者を支援する手話通訳者、要約筆記者、ボランティア団体等との交流や協力体制の更なる充実を図る施設として運営する。 施設の管理運営は、長年の活動実績により手話通訳者等ボランティア団体との幅広いネットワークを構築している社会福祉法人大分県聴覚障害者協会を任意指定することにより、聴覚障がい者に対する情報提供とコミュニケーション支援を通じた社会参加促進の効果が期待できるため、指定管理を継続する。		

ビジョンの設定期間

ビジョンの設定期間	令和5年度～令和14年度
次回策定	令和14年度
中間見直し	令和6年度
次回指定管理者公募予定	令和7年度(任意指定)

存続の場合

1. 目指すべき施設像及び利用者像等

施設像	聴覚障害者情報提供施設、かつ、大分県手話言語条例に基づく手話の普及等に関する拠点施設として、次に掲げる場の確立を目指す。 ①聴覚障がい者の相談や交流、字幕入りDVDの貸出などのサービスを提供する施設 ②手話通訳者、要約筆記者等の養成・派遣や、ボランティア関係団体等が交流する施設 ③県民が手話を身近に感じ、魅力あるものと思えるように情報発信する施設		
利用者像	聴覚障がい者、聴覚障がい者を支援する手話通訳者、要約筆記者及びボランティア等		
定量的 目標達成指標	①	利用者数の増	令和6年度:19,600人/年 令和9年度:22,600人/年 令和12年度:25,600人/年 令和7年度:20,600人/年 令和10年度:23,600人/年 令和13年度:26,000人/年 令和8年度:21,600人/年 令和11年度:24,600人/年 令和14年度:26,000人/年 (R1～R3平均:16,470人/年 参考:R1実績 24,978人/年)
	②	手話通訳者・要約筆記者登録者の増	令和14年度 手話通訳者 新規登録者数 6人/年 (R1～R3平均:5.3人/年) 要約筆記者 新規登録者数 2人/年 (R1～R3平均:1.0人/年)
	③	手話普及講座開催回数 の増	令和14年度 100回/年 (R1～R3平均:87回/年)
定性的 目標達成指標	①	聴覚障がい者の社会参加を促進するため、手話通訳者派遣や遠隔手話通訳など、コミュニケーション支援サービスの広報に取り組む。	
	②	社会的な聴覚障がい者への理解や、手話の普及促進のための広報・啓発に取り組む。	

2. 目指すべき像を達成するための課題とその解決策、実施方法・実施時期（解決への優先順に記載）

課題1	人口減少・少子高齢化に関する課題（必須）
	<p>・子どもから高齢者まで、幅広い世代の利用者を確保するため、サービスの充実と広報の強化が求められている。</p> <p>・障がい者の社会参加推進のためには、手話通訳者等の養成・スキルアップや、県民の障がいに対する理解を深めることが求められている。</p>
解決策	<p>(1) 障がい者のニーズを捉えた情報やサービスを提供し、施設の魅力向上に取り組む。</p> <p>(2) 手話通訳者・要約筆記者の養成とスキルアップに取り組む。</p> <p>(3) 市町村事業と連携して新たな利用者の確保に取り組む。</p> <p>(4) 聴覚障がいの特性や手話について学ぶ機会を提供する。</p>
実施方法・実施時期	<p>(1) ・高齢の聴覚障がい者の生活に密接に関わる社会福祉施設、医療施設、公共交通機関に、手話通訳者・要約筆記者の派遣や遠隔手話通訳サービス利用案内のチラシ配布を依頼する。</p> <p>・県内のニュースや生活情報、県聴覚障害者協会主催のイベント情報をSNS等で発信する。</p> <p>(2) ・手話体験会や手話講習会を通じ、県内各地から手話通訳者等養成講座や交流会の参加者を確保する。</p> <p>(3) ・市町村が行う手話講習会の受講者に対し、センターで開催する手話通訳者や要約筆記者の養成講座を案内し、受講につなげる。</p> <p>(4) ・園児、小学生を対象とした手話体験会や、県民・企業等を対象とした手話講習会を開催する。</p> <p>・子ども向けと大人向けに手話学習用の動画を制作、ホームページで公開する。</p>

(参考)	令和5年度(2023年度)	令和11年度(2029年度)	令和14年度(2032年度)
予測利用者数(人)	18,683	24,600	26,000
直近年度比		131.67%	139.16%

課題2	施設管理に関する課題（必須）
	手話普及の拠点として、研修会やイベントを開催する際に、参加者の駐車場スペースが不足する。
解決策	<p>・当面は総合社会福祉会館の駐車場利用調整会議での調整や臨時駐車場の確保を行い、中長期的には身体障害者福祉センターと合わせて移転も含めた抜本的な改善策を検討する。</p>
実施方法・実施時期	<p>・令和14年度末まで</p>